

## 都市建設委員会委員長報告書

平成28年3月22日

都市建設委員会に付託されました議案12件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について審査経過順に報告します。

初めに、議案第35号「市道路線の認定について」及び議案第36号「市道路線の廃止について」は、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第35号は、開発行為、道路新設等により、新たに9路線を市道として認定するもので、議案第36号は、路線の再編により、2路線を廃止するものです。なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

### 1、2点要望し、賛成の立場で討論する。

以下2点要望し、賛成する。

- 1 大きな都市計画道路が開通するにあたり、地元住民や接続されている県道、市道なども含めた安全対策にきめ細かく対応すること。
- 2 市道28040号線において、維持費のあり方、資産価値を上げるための取り組みに対する市道路線としての正しいあり方を今後の推移も含め十分、検討すること。

がありました。採決の結果、議案第35号及び議案第36号の両案は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「流山市建築審査会条例の制定について」申し上げます。

本案は、平成29年4月1日から建築基準法に基づく特定行政庁に移行するに当たり、同法に基づき設置される建築審査会について、その組織、議事、委員の任期その他必要な事項を定めるものです。

審査の過程における討論として

1、2点要望し、賛成の立場で討論する。

以下2点要望し、賛成する。

- 1 委員の選考について専門性や公平性の確保を徹底すること。
- 2 可能な限り情報開示を行い、市民の知る権利を保障すると共に、街づくりにおける様々な紛争を拡大させないような取り組みに寄与させること。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「流山市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、同法と重複する規定について整備するとともに、同法に規定する特定空家等に該当するまでに至らない空き家等に対する指導又は助言について定めるものです。

審査の過程における討論として

1、賛成の立場で討論する。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、整合性を図るほか、同法で定める特定空家等に該当しない空き家等に対して、行政指導等を行い、特定空家等にさせないようにするための改正であり、賛成する。

2、4点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、法令と整合性を図るほか、条文整理の内容であり賛成するが、以下4点要望する。

- 1 リフォーム助成制度の創設。
- 2 空き家バンクや空き家等 地域貢献活用相談窓口などの開設。
- 3 老朽化家屋の解体・除去助成事業や、市の方針を受け入れて更地とした場合、一定期間、固定資産税の軽減措置等を図ること。
- 4 今、社会的な問題になっているごみ屋敷に対する条例等の創設。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」申し上げます。

本案は、個人又は法人が所有する既存の共同住宅等を転貸するために市が借り上げる市営住宅の名称及び位置を規則で定めることとするものです。

審査の過程における討論として

#### 1、4点指摘し、反対の立場で討論する。

公営住宅が待ち望まれていること、市内の公営住宅の設置場所の地域性に偏りがあること、応募率が大変高くなっていることや既存住宅を活用することを考慮すれば、民間住宅を活用した市営住宅の設置には賛同するが、人権にかかわる衣食住の問題であると同時に、質疑の中で更新料の取扱いや駐車場、更には共益費のあり方、維持管理の方法やその費用負担について、まだまだ詰めなければいけない事項が多く残っていることが分かり、以下4点指摘し、反対する。

- 1 立地の地域性などを考慮したとしても、現在の平方団地における家賃 上限額を越え、負担が増えることで、平方団地の入居者が安心して新居へ行けるかどうか不安があること。
- 2 市場原理が優先される家賃や敷金、礼金、共益費や更新料など、平方団地の入居者にとって大幅な負担増が心配され、公営住宅の役割が低下しかねないこと。

- 3 仮に共益費を徴収するとしても入居者が自分たちで集金・管理し、施設の維持管理の責任まで持たせることは、やめること。
- 4 今回の計画では10年間の期限付き入居制度になるのではないかと考えている。収入の安定と生活の維持よりも入居期限が優先されることになり、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを考えれば、期限の導入については慎重であること。

## 2、賛成の立場で討論する。

本案は、市営住宅の現状の戸数を維持すべく、既存の民間住宅を借り上げ、市営住宅とするための改正であると理解している。一方、本市の空き家の状況は、平成25年現在、6710件のうち、賃貸物件等が約4100件と非常に多く、空き家問題の改善の一助になると考え、賛成する。

がありました。採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号 「流山市 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市計画決定をした流山インターチェンジ北部物流センター地区 地区整備計画区域 及び西深井物流施設地区 地区整備計画区域について、建築基準法の規定に基づき、建築物の用途等の制限を定めるものです。

審査の過程における討論として

1、賛成の立場で討論する。

景観条例策定時に重点区域に指定した新川耕地の斜面緑地が大きく損なわれることは残念であり、都市計画のあり方も問われた事案と考える。ただし、開発をする以上は少なくとも、維持できる内容や景観上、誘導すべき事柄を決定し、条例化することで、より強固なものにするもので、今回の改正はやむを得ないものと考え、賛成する。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、グリドル付こんろに係る離隔距離の規定を追加するなど、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成27年度 流山市 土地区画整理事業特別会計補正予算 第2号」について申し上げます。

本案は、職員の給料表の改定及び職員の配置替え等に伴い、人件費の不足分を追加するほか、決算的見地から、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2億9,194万4千円を減額するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「平成28年度 流山市 土地区画整理事業 特別会計予算」について申し上げます。

本案は、区画整理事業を円滑に推進する為の所要額を計上し、その財源としては、国庫補助金のほか保留地処分金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を20億8,537万7千円とし、所要の債務負担行為を設定するものです。

審査の過程における討論として

## 1、1点要望し、反対の立場で討論する。

そもそも駅もなく、鉄道も地下であることから、一体型区画整理が必要のない地区であり、更に財政力が乏しい市施行にしてしまったことが大きな誤りであると考えます。どうしても区画整理をするのであれば、組合施行で実施すべきであり、この間一貫して予算案に反対してきました。

ただし、市が手を付けてしまった以上、地権者の暮らしや人生設計を壊してはならず、一日でも早く完成させることが行政の信頼確保や地区内住民の願いではないかと考える。そこで、地権者に寄り添うとともに新たな公金投入増の場合については市民への情報開示や説明責任を果たすことを強く求めて、反対する。

がありました。採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 「平成27年度 流山市 水道事業会計 補正予算 第2号」について申し上げます。

本案は、収益的支出については、支払消費税額を増額し、総額を33億8,583万円とするものです。

また、資本的支出については、工事費を来年度以降に繰り延べするため所要の補正を行い、総額を17億5,725万4千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。



次に、議案第27号 「平成28年度 流山市 水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、収益的収支では収入を38億6,662万7千円、支出を34億2,396万4千円とし、資本的収支では、収入を7億1,122万9千円、支出を27億9,493万2千円とするものです。

審査の過程における討論として

1、1点要望し、賛成の立場で討論する。

給水人口が伸びる一方で、節水意識の定着により水道料金収入が伸びていない中、黒字予算で編成されている。また、経営戦略を策定し、今後12年間の収支の均衡を図り、効率的な経営健全化に努めている。中長期にわたり持続可能な経営をする為に具体的な取り組みを示しており、評価できる。今年度は、西平井浄水場配水池の更新や配水管の拡張事業等が実施されるのにもかかわらず、企業債の借入も低く抑えられていると判断する。

各家庭、各施設において、水は必要不可欠なものであり、今後も安定した経営を持続し、良質かつ家計にやさしい水道水を供給するよう要望し、賛成する。

## 2、反対の立場で討論する。

資本的収支が前年度比で10億円も大幅増となっている背景には、市内5分の1の地域で限定されている、つくばエクスプレス沿線整備事業のインフラ整備として行われており、資本金投入の約3割を占めるなど、拡大拡張が続いている。節水意識の浸透、人口減少時代を見据えるならば、身の丈に合った水道経営、拡大拡張よりも老朽管対策などに比重を置くべきだと考える。今、本市に期待し移り住まれている市民は、たかだか12年間しか見通せない経営実態を知らない。専門技術の継承や職員の育成確保を行いながら、高い公的な役割と持続可能な水道経営が求められていると考え、反対する。

がありました。採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第29号 「平成28年度 流山市 下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、収益的収支では、  
収入を31億3,360万6千円、  
支出を31億4,576万円とし、資本的収支では、  
収入を28億5,658万1千円、  
支出を34億2,300万2千円とするものです。

審査の過程における討論として

## 1、 反対の立場で討論する。

市内5分の1の地域に限定されているつくばエクスプレス沿線整備事業のインフラ整備として下水道事業が拡大し続けているが、人口減少時代を見据えて拡大拡張路線から、これまで整備している管渠の維持管理や市街地における公共下水道整備などに軸足を切り替えるべきと考え、反対する。

## 2、 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、収益的収支の費用において、やむを得ない経費を除いてほとんどの科目が対前年度比 マイナスで計上されている。資本的支出において、人件費を削減し、建設改良費が増額の方、つくばエクスプレス沿線整備事業費の大幅な削減が図られている。

今後、経営戦略を策定し、事業の健全化を目指すとのことであり、経営戦略に基づいたより適切な事業運営を行うことを要望し、賛成する。

がありました。採決の結果、**5対1**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

以上で都市建設委員会の委員長報告を終わります。